

吉賀町障がい者活躍推進計画

| | |
|--------------------------|---|
| 機関名 | 吉賀町 |
| 任命権者 | 吉賀町長 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間） |
| 吉賀町における障がい者雇用に関する課題 | <p>令和8年7月から法定雇用率が引き上げられるため、より一層計画的かつ積極的な障がい者の雇用が求められる。</p> <p>法定雇用率を満たすよう、引き続き、障がい者限定による採用試験を継続し、フルタイム、短時間労働等も含めた採用計画等を考えていく必要がある。</p> <p>様々な働き方に対応することでより多くの障がいのある方々の活躍の場を提供すると共に、障がい者である職員の定着に向けた取り組みも進めていく必要がある。</p> |
| 目標 | |
| 採用に関する目標 | 計画期間内に現在雇用している職員の定着を目指す。また、在職する障がい者数が前年を下回らないこととする。 |
| 取組内容 | |
| 障がい者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として、人事担当課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定し、職員周知を行う。 ○外部の関係機関（就労支援機関等）と連携し、推進体制を強化する。 |
| 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、各個人の就労の状況を適切に把握し、障がい者本人の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、職務の選定及び創出について検討を行うと共に、多様な業務を経験できるような配置についても検討を行う。 ○定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 |
| 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 |
| その他 | 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 |